

令和6年第6回加賀市農業委員会定例総会

令和6年6月25日(火)

開会（午後1時30分）	
事務局（東出）	<p>これより令和6年第6回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、農業委員の現委員13名全員の出席をいただいております。本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては、12名のうち11名の出席を頂いております。</p> <p>また、本日付議いたしました転用案件等の現地確認調査を、17日に竹野委員、伊藤委員、事務局職員1名の計4名で行いましたことをご報告いたします。</p> <p>それでは、それでは中村会長、議事進行をお願いいたします。</p>
議長挨拶	
議長(中村会長)	<p>皆さん、こんにちは。(あいさつ等)</p> <p>それでは、令和6年第6回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p>
議事録署名員の指名	
議長(中村会長)	<p>初めに議事録署名員の指名をいたします。</p> <p>7番 南出委員、8番 上木委員を指名します。</p>
議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について	
議長（中村会長）	<p>議案 第18号 農地法第5条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っておりますので、竹野委員から報告をお願いします。</p>
竹野委員	<p>それでは、報告します。</p>

議長（中村会長）
事務局（橋本）

1 番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界には既存の擁壁があり、生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝に流す計画です。

2 番の転用目的は宅地分譲です。隣地境界に擁壁を設置して、雨水は浸透させる計画です。

3 番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界に擁壁を設置して、生活排水は下水道に接続し、雨水は道路側溝に流す計画です。

以上3件とも、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。

それでは、事務局から説明してください。

説明します。1 番は [REDACTED] にあり、畑、面積 519 m²、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は親族が実家の近くに住むため、申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は第一種中高層住居専用地域にあるため、第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

2 番は [REDACTED] にあり、田、面積 398 m²、転用目的は宅地分譲です。譲受人は不動産業を営んでおり、申請地を購入して住宅地2区画を宅地分譲するものです。申請地は商業地域にあるため、第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

3 番は [REDACTED] にあり、田、面積 463 m²、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は、現在の住居が手狭になったため、実家近くの申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は前面道路の幅員が4m以上、上下水道管があり、概ね500m以内に医療施設と教育施設があるため、第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

説明は以上です。

議長（中村会長）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）
議長（中村会長）	ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案 第 18 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員）
議長（中村会長）	全会一致により、適切と認めます。

議案第 19 号 農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について

議長（中村会長）	次に議案 第 19 号農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について、事務局から説明してください。
事務局（橋本）	<p>加賀市長より農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更による農用地区域からの除外について意見を求められているので、その除外についての意見をお諮りします。今回の申請は 1 件で、田 8 筆、面積計 20,894 m²の事案です。</p> <p>申請人の [] において、 [] に用いられる機械である [] を製造販売しています。加賀工場で製造されている [] は、 []</p> <p>[] によって、 []</p> <p>[] され、支持されています。このような状況のなかで、今回 2026 年に向けて新たに開発した [] を製造することになり、加賀工場での生産能力の増強が計画されました。しかし、既存の工場敷地内での増強では生産能力が不足することが判明したため、新たな工場用地を確保することが必要となりました。既存工場においては、新たな []</p> <p>[] を経て梱包される機能</p>

	<p>的な生産ラインを既に構築しており、新工場においても一体化して生産性をあげることが必要なことから、隣接地での増設が不可欠です。このことから、既存工場隣接地で代替可能な土地の検討及び選定を行ったところ、北側にある田、 を候補地と選定し、農用地区域からの除外を申し出るものです。</p> <p>この件については、面積規模は必要最小限で、他に代替地はなく、周辺の農地や農業、土地改良施設に支障を及ぼさず、土地改良事業の完了より8年以上が経過しています。</p> <p>以上、農業振興地域の整備に関する法律における第13条第2項第1号から6号までの要件についての判断は適当であると考えます。説明は以上です。</p>
<p>議長（中村会長） 山崎職務代理</p>	<p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 これだけ大きい申請地は、農道も一緒に買い上げるのですか。</p>
<p>事務局（橋本） 山崎職務代理</p>	<p>農道と水路は公共用地であり、市から払い下げをします。 排水路の問題はないですか。</p>
<p>事務局（橋本） 山崎職務代理</p>	<p>問題はありません。 今はまだ農地として耕作されていますか。</p>
<p>事務局（橋本） 新保委員</p>	<p>はい。 この申請地以外の場所は検討したのですか。</p>
<p>事務局（橋本）</p>	<p>申請地以外の検討をしましたが、条件の合う候補地はありませんでした。</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>ほかにありませんか。ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案 第19号農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 (挙手多数)</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>賛成多数により、適切と認めます。</p>

報告 第9号 農地法第5条の許可申請書取下げ願について

議長（中村会長）	次に、報告第9号 農地法第5条の許可申請書取下げ願について、事務局から説明してください。
事務局（橋本）	この案件は、先月の総会で審議され適切と認められたものです。所在地は[REDACTED]で、畑、519㎡に自己住宅を建設する計画でしたが、譲受人の死亡のため、許可申請を取下げたものです。譲受人の配偶者が、今月再度申請しております。
議長（中村会長）	説明は以上です。
議長（中村会長）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 (意見、質問なし)
議長（中村会長）	ご意見、ご質問等がなければ、終わります。

報告 第10号 農地利用最適化活動について

議長（中村会長）	次に、報告 第8号 農地利用最適化活動について、報告のある方は挙手をお願いします。 (委員からの報告なし)
議長（中村会長）	その他事務連絡については、事務局から報告してください。

事務連絡

事務局（宮下）	その他資料（資料3）当面の日程のみを説明 (活動実績等を報告)
議長（中村会長）	ほかに何かありませんか。 なければ、以上をもちまして、令和6年 第6回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（午後2時17分）